

「個人情報保護基本規程」 暫定対応 修正案 差分

A.2 用語及び定義

保有個人データの定義が変わりました。

また、**仮名加工情報、仮名加工情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、個人関連情報、個人関連情報取扱事業者**が追加されましたので、下記を参考にし、追記が望まれます。

(XX) に必要な番号を記載してください。

(7) 保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものをいう。

(XX) 仮名加工情報

「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。(個人情報保護法参照)

(XX) 仮名加工情報取扱事業者

「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(個人情報保護法第 35 条の 2 第 1 項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。(個人情報保護法参照)

(XX) 個人関連情報

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。(個人情報保護法参照)

(XX) 個人関連情報取扱事業者

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(個人情報保護法第三十一条第一項において「個人関連

情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。(個人情報保護法参照)

A.3.3.7 緊急事態への準備

プライバシーマーク付与に関する契約(JIP-PMK500)が改訂され、事故の定義が明確になりましたので修正してください。

A.3.3.7 緊急事態への準備

個人情報保護管理者は、緊急事態を特定するための手順、及び、特定した緊急事態にどのように対応するかの手順を「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」第9条に定め、実施させ、かつ、維持する。

個人情報保護管理者は、個人情報保護リスクを考慮し、その影響を最小限とするための手順を「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」第9条に定め、かつ、維持する。

また、当社は、緊急事態が発生した場合に備え、次の事項を含む対応手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

- a) 漏えい、滅失又はき損、**紛失、改ざん、正確性の未確保、不正・不適正取得、目的外利用・提供、不正利用、開示等の求め等の拒否(何れの場合も、おそれを含む)**が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。
- b) 二次被害の防止、類似事案の発生回避などの観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、速やかに公表すること。
- c) 事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること。関係機関には次の機関などを含める。
 - ① 委託元から取扱いを委託された個人情報に係る場合、委託元との契約等に従って委託元。この場合、緊急事態対応の内容について、本項の定めに基づいて委託元と協議する。
 - ② 個人情報保護委員会又は当社が認定個人情報保護団体の印刷事業者である場合、当該認定個人情報保護団体
 - ③ 一般社団法人日本印刷産業連合会又は当社が加盟する一般社団法人日本印刷産業連合会の会員団体(その支部を含む)
 - ④ 犯罪によることが推定できる場合、管轄警察署

【関連文書】

- ・「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」

A.3.4.2.3 要配慮個人情報

個人情報保護法の変更に伴い、プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針（以下、「構築・運用指針」という）に適合するように、記載を修正してください。

A.3.4.2.3 要配慮個人情報

新たに要配慮個人情報を取得、利用又は提供並びに要配慮個人情報のデータを提供する場合、あらかじめ書面（電子的方式、磁気的方式など人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下、同じ。）による本人の同意を得ることとする。

2. 要配慮個人情報を取得、利用する際、書面による本人の同意を得ることを要しないときとは、以下の場合に限定すること。

- a) 法令に基づく場合
- b) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- e) 当該要配慮個人情報が、法令等により個人情報取扱事業者の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報であるとき
- f) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得又は利用する場合
- g) 個人情報保護法二十七条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき
- h) 個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- i) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得し、利用する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得し、利用する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

3. 要配慮個人情報を提供する際、書面による本人の同意を得ることを要しないときとは、

a)～d)、又は、以下の場合に限定すること。

- j) 個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- k) 個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（個人情報取扱事業者と第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）
- l) 第三者が学術研究機関等である場合であって、第三者が個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

個人情報保護管理者は、要配慮個人情報に関する手順を「個人情報保護取扱基準」第8条に定める。

【関連文書】

・「個人情報保護取扱基準」

A.3.4.2.6 利用に関する措置

個人情報保護法の改正に伴い、構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A.3.4.2.6 利用に関する措置

当社は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用する。

個人情報を利用する場合には、本人の同意の有無に関わらず、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるものを除くこととする。

特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、少なくとも、A.3.4.2.5のa)～f)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知し、本人の同意を得る。ただし次のa)～f)のいずれかに該当する場合には、本人の同意を得ることを要しない。

a) 法令に基づく場合

b) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより

当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- e) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- f) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

個人情報保護管理者は、利用に関する措置に関する手順を「個人情報保護取扱基準」第11条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 4. 2. 7 本人に連絡又は接触する場合の措置

個人情報保護法の改正に伴い、構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A. 3. 4. 2. 7 本人に連絡又は接触する場合の措置

個人情報を利用して本人に連絡又は接触する場合には、本人に対して、A. 3. 4. 2. 5 の a) ～f) に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方法を通知し、本人の同意を得る。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、本人に通知し、本人の同意を得ることを要しない。

- a) A. 3. 4. 2. 5 の a) ～f) に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、既に本人の同意を得ているとき
- b) 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託された場合であって、当該個人情報を、その利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うとき
- c) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供され、個人情報を提供する印刷事業者が、既に A. 3. 4. 2. 5 の a) ～f) に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱うとき
- d) 個人情報が特定の者との間で共同して利用され、共同して利用する者が、既に A. 3. 4. 2. 5 の a) ～f) に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき（以下、「共同利用」という。）

- ー 共同して利用すること
 - ー 共同して利用される個人情報の項目
 - ー 共同して利用する者の範囲
 - ー 共同して利用する者の利用目的
 - ー 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ー 取得方法
- e) A. 3. 4. 2. 4 の d) に該当するため、利用目的などを本人に明示、通知又は公表することなく取得した個人情報を利用して、本人に連絡又は接触するとき
- f) A. 3. 4. 2. 3 の a)～d) のいずれかに該当する場合

個人情報保護管理者は、本人に連絡又は接触する場合の措置に関する手順を「個人情報保護取扱基準」第 12 条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 4. 2. 8 個人データの提供に関する措置

個人情報保護法の改正に伴い、構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A. 3. 4. 2. 8 個人データの提供に関する措置

個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ、本人に対して、当該個人データを第三者に提供することに関して A. 3. 4. 2. 5 の a)～d) に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方法を通知し、本人の同意を得る。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、本人に通知し、本人の同意を得ることを要しない。

- a) A. 3. 4. 2. 5 の規定によって、個人データを第三者に提供することに関して、既に A. 3. 4. 2. 5 の a)～d) の事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に明示し、本人の同意を得ているとき、または A. 3. 4. 2. 7 の規定によって、既に A. 3. 4. 2. 5 の a)～d) の事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知し、本人の同意を得ているとき
- b) 本人の同意を得ることが困難な場合であって、法令等が定める手続に基づいた上で、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又はそれに代わる同等の措置を講じているとき
 - 1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2) 第三者への提供を利用目的とすること
 - 3) 第三者に提供される個人データの項目

- 4) 第三者への提供の手段又は方法
 - 5) 本人の請求などに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - 6) 取得方法
 - 7) 本人からの請求などを受け付ける方法
 - 8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
 - c) 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員及び株主に関する情報であって、かつ、本人又は当該法人その他の団体自らによって公開又は公表された情報を提供する場合であって、法令等が定める手続に基づいた上で、b)の1)～7)で示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - d) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託するとき
 - e) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人データを取り扱うとき
 - f) 個人データを共同利用している場合であって、共同して利用する者の間で、A. 3. 4. 2. 7に規定する共同利用について契約によって定めているとき
 - g) A. 3. 4. 2. 3のa)～d)、又は、A. 3. 4. 2. 3のj)～l)のいずれかに該当する場合
2. 1項b)の適用にあたっては、以下の1)～3)を除くこと。
- 1) 要配慮個人情報
 - 2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
 - 3) 個人情報保護法二十七条第二項、又はA. 3. 4. 2. 8の1項b)により提供された個人データ（提供されたデータに対して、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）

個人情報保護管理者は、個人データの提供に関する措置に関する手順を「個人情報保護取扱基準」第13条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 4. 2. 8. 1 外国にある第三者への提供の制限

個人情報保護法の改正に伴い、構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A. 3. 4. 2. 8. 1 外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者に個人データを提供する場合、以下のいずれかを満たすこと。ただし、A. 3. 4. 2. 3 の a)～d)、又は、A. 3. 4. 2. 3 の j)～l)のいずれかに該当する場合はこれに限らない。

- a) あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がある場合
- b) 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供をする場合
- c) 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域にある第三者への提供をする場合

2. 1 項の a)によって外国にある第三者に個人データを提供する場合外国にある第三者に個人データを提供する場合は、あらかじめ、法令等の定めるところによって、次に掲げる事項について、当該本人に必要な情報を提供すること。

- d) 当該外国の名称
- e) 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- f) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- g) d)～f)に定める事項が特定できない場合、その旨及びその理由
- h) g)に該当する場合であって、d)～f)の事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報
- i) g)及びh)に該当する場合であって、情報提供できない場合には、g)及びh)に定める事項に代えて、その旨及びその理由

3. 1 項の b)によって外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ、法令等の定めるところによって、次に掲げる事項について、必要な措置を講じること。

- j) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容について、適切かつ合理的な方法による定期的な確認
- k) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供の停止
- l) 本人の求めを受けた場合には、情報提供することにより当該組織の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、遅滞なく、以下の情報の提供
 - 1) 当該第三者による体制の整備の方法
 - 2) 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - 3) j)による確認の頻度及び方法

- 4) 当該外国の名称
- 5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- 6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- 7) 前号の支障に関して、k)により講ずる措置の概要

4. 3 項の 1) で、本人の求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対して、遅滞なく、その旨を通知するとともに、その理由を説明する。

個人情報保護管理者は、外国にある第三者への提供の制限に関する手順を「個人情報保護取扱基準」第 14 条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 4. 2. 8. 2 第三者提供に係る記録の作成など

個人情報保護法の改正に伴い、構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A. 3. 4. 2. 8. 2 第三者提供に係る記録の作成など

個人データを第三者に提供したときは、法令等の定めるところによって記録を作成し、**当該記録を必要な期間**保管する。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、記録の作成を要しない。

- a) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託するとき
- b) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人データを取り扱うとき
- c) 個人データを共同利用している場合であって、共同して利用する者の間で、A. 3. 4. 2. 7 に規定する共同利用について契約によって定めているとき
- d) 法令に基づく場合
- e) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- f) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- g) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることに

よって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- h) 個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- i) 個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（個人情報取扱事業者と第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）
- j) 第三者が学術研究機関等である場合であって、第三者が個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2. 個人データを提供したときに、提供先が実施する第三者提供を受ける際の確認等に対し、適切に応じる。

個人情報保護管理者は、第三者提供に係る記録の作成などに関する手順を「個人情報保護取扱基準」第15条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 4. 2. 8. 3 第三者提供を受ける際の確認など

個人情報保護法の改正に伴い、構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A. 3. 4. 2. 8. 3 第三者提供を受ける際の確認など

第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令等の定めるところによって確認を行う。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、確認を要しない。

- a) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託されたとき
- b) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供される場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人データを取り扱うとき
- c) 個人データを共同利用している場合であって、共同して利用する者の間で、A. 3. 4. 2. 7 に規定する共同利用について契約によって定めているとき
- d) 法令に基づく場合
- e) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を

得ることが困難であるとき

- f) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- g) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- h) 個人情報取扱事業者が学研究機関等である場合であって、個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- i) 個人情報取扱事業者が学研究機関等である場合であって、個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（個人情報取扱事業者と第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）
- j) 第三者が学研究機関等である場合であって、第三者が個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2. 第三者から個人データの提供を受けるに際して確認を行ったときは、必要な記録を作成する。

3. 第三者から個人データの提供を受けるに際して確認を行った記録は、必要な期間保存する。

個人情報保護管理者は、第三者提供を受ける際の確認などに関する手順を「個人情報保護取扱基準」第16条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

個人関連情報の第三者提供の制限など、仮名加工情報

個人情報保護法の変更に伴い、新規に追加された要求事項です。

構築・運用指針に適合するように、条項を追加してください。

項番のタイトルなどは自社にて定めてください。

ここでは、構築・運用指針の J. で始まる項番を使用しています。

J. 8. 8. 4 個人関連情報の第三者提供の制限など

個人関連情報を取り扱う場合には、法令等の定めるところによって、適切な取扱いを行う手順を内部規程として文書化すること。

2. 第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、当該個人関連情報を当該第三者に提供するに際しては、A. 3. 4. 2. 3 の a)～d)、又は、A. 3. 4. 2. 3 の j)～1)のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項について、法令等の定めるところによって、確認を行う。

a) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

b) 外国にある第三者への提供にあつては、a)の本人の同意を得ようとする場合において、法令等で定めるところによって、以下の 1)～3)に示す事項について、あらかじめ、当該本人に提供されていること。

1) 当該外国における個人情報の保護に関する制度

2) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置

3) その他当該本人に参考となるべき情報

3. 個人関連情報を外国にある第三者に提供した場合には、A. 3. 4. 2. 8. 1 で定めるところによって、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じる。

4. 法令等の定めるところによって、以下の事項について、確認の記録を作成、保管する。

《個人関連情報の提供元の確認の記録事項》

c) a) で本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、b) で本人に情報の提供が行われていることを確認した旨

d) 個人関連情報を提供した年月日

e) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

f) 当該個人関連情報の項目

《個人関連情報の提供先の確認の記録事項》

g) a) で本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、b) で本人に情報の提供が行われている旨

h) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

i) 当該個人データ（個人関連情報）によって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項

j) 当該個人情報関連情報の項目

個人情報保護管理者は、個人情報関連情報の第三者提供の制限などに関する手順を「個人情報保護取扱基準」第〇〇条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

J. 8. 10 仮名加工情報

仮名加工情報を取り扱う場合には、法令等の定めるところによって、適切な取扱いを行う手順を内部規程として文書化する。

2. 仮名加工情報を作成する場合には、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工する。
3. 仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じる。
4. 仮名加工情報を利用する場合には、以下を実施する。
 - a) 利用目的をできる限り特定し、法令に基づく場合を除くほか、その目的の達成に必要な範囲内において行う
 - b) あらかじめその利用目的を公表している場合及び法令に基づく場合を除き、速やかに、その利用目的を公表する
 - c) 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合しない
 - d) 電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない
5. 仮名加工情報を提供する場合には、以下の場合を除き、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しない。
 - e) 仮名加工情報の取扱いの全部又は一部を、A. 3. 4. 3. 4 と同等の措置を講じたうえで委託する場合
 - f) 仮名加工情報が特定の者との間で共同して利用され、共同して利用する者が、既に共同して利用する場合（A. 3. 4. 2. 5 の a）～f）に示す事項又はそれと同等以上の内容の

事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、以下の 1)～6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く場合)

- 1) 共同して利用すること
- 2) 共同して利用される仮名加工情報の項目
- 3) 共同して利用する者の範囲
- 4) 共同して利用する者の利用目的
- 5) 共同して利用する仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 6) 取得方法
- g) 合併その他の事由による事業の継承に伴って仮名加工情報を提供する場合
- h) 法令に基づく場合

6. 仮名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応を行う。

7. 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去する。

個人情報保護管理者は、仮名加工情報に関する手順を「個人情報保護取扱基準」第〇〇条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 4. 4. 1 個人情報に関する権利、A. 3. 4. 4. 2 開示等の請求等に応じる手続

A. 3. 4. 4. 3 保有個人データ又は第三者提供記録に関する事項の周知など、

A. 3. 4. 4. 5 保有個人データ又は第三者提供記録の開示

個人情報保護法の改正に伴い、第三者提供記録も個人情報に関する権利に含まれるようになったため修正してください。

また保有個人データ又は第三者提供記録に関する事項の周知事項の変更がありましたので、法の要求事項を考慮し修正してください。

A. 3. 4. 4. 1 個人情報に関する権利

保有個人データに関して、本人又は代理人から開示等の請求等を受け付けた場合は、A. 3. 4. 4. 4～A. 3. 4. 4. 7 の規定によって、遅滞なくこれに応じる。また A. 3. 4. 2. 8. 2 及び A. 3. 4. 2. 8. 3 で作成した第三者提供記録に関して、本人から開示等の請求等を受けた場合、A. 3. 4. 4. 5 の規定によって、遅滞なくこれに応じること。ただし、次に掲げるいずれかに

該当する場合は、保有個人データ又は第三者提供記録には当たらない。

- a) 当該個人データ又は第三者提供記録の存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
- b) 当該個人データ又は第三者提供記録の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長する、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 当該個人データ又は第三者提供記録の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 当該個人データ又は第三者提供記録の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全及び秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

当社は、保有個人データに該当しないが、本人又は代理人からの利用目的の通知の求め、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求の全てに応じることができる権限を有する個人情報についても、A.3.3.3を踏まえて保有個人データと同様に取り扱う。

個人情報保護管理者は、個人情報に関する権利に関する手順を「個人情報保護取扱基準」第21条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A.3.4.4.2 開示等の請求等に応じる手続

当社は、保有個人データ又は第三者提供記録の開示等（以下、「開示等」という）の請求等に応じる手続として次の事項を定める。

- a) 開示等の請求等の申出先
- b) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式
- c) 開示等の請求等をする者が、本人又は代理人であることの確認の方法
- d) A.3.4.4.4又はA.3.4.4.5による場合の手数料（定めた場合に限る。）の徴収方法

個人情報保護管理者は、本人又は代理人からの開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮する。

個人情報保護管理者は、A.3.4.4.4又はA.3.4.4.5によって開示等の請求等に応じる場合に、手数料を徴収するときは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その額を定める。

個人情報保護管理者は、開示等の請求等に応じる手続を「個人情報保護取扱基準」第 22 条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 4. 4. 3 保有個人情報又は第三者提供記録に関する事項の周知など

当社は、当該保有個人情報又は第三者提供記録に関し、次の事項を本人の知り得る状態（本人の請求などに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く。

- a) 当社の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b) 個人情報保護管理者（若しくはその代理人）の氏名又は職名、所属及び連絡先
- c) 全ての保有個人情報の利用目的 [A. 3. 4. 2. 4 の a)～c) までに該当する場合を除く。]
- d) 保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
- e) 当社が認定個人情報保護団体の印刷事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先
- f) A. 3. 4. 4. 2 によって定めた手続
- g) 保有個人情報の安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人情報の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

個人情報保護管理者は、保有個人情報に関する事項の周知などに関する手順を「個人情報保護取扱基準」第 23 条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 4. 4. 5 保有個人情報又は第三者提供記録の開示

本人又は代理人から、当該本人が識別される保有個人情報又は第三者提供記録の開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、法令の規定によって特別の手続が定められている場合を除き、本人又は代理人に対し、遅滞なく、電磁的記録の提供も含めて当該本人が指定した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）によって開示する。ただし、開示することによって次の a)～c) のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示する必要はないが、そのときは、本人又は代理人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明する。

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- c) 法令に違反する場合

2. 当該本人又は代理人が指定した方法について、当該方法による開示が困難であるとして、書面での交付とした場合、もしくは、a)～c)の各事由のいずれかに該当する場合、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明する。

個人情報保護管理者は、保有個人データの開示に関する手順を「個人情報保護取扱基準」第 25 条に定める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護取扱基準」

A. 3. 5. 2 文書化した情報（記録を除く。）の管理

構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A. 3. 5. 2 文書化した情報（記録を除く。）の管理

個人情報保護管理者は、本規程が要求する全ての文書化した情報（記録を除く。）を管理する手順を「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」第 11 条に定め、実施させ、かつ、維持する。

文書化した情報（記録を除く。）の管理の手順には、次の事項が含まれる。

- a) 文書化した情報（記録を除く。）の発行及び改定に関すること
- b) 文書化した情報（記録を除く。）の改定の内容と版数との関連付けを明確にすること
- c) 必要な文書化した情報（記録を除く。）が必要なときに容易に参照できること
- d) 適切性及び妥当性に関する、適切なレビュー及び承認を行うこと

【関連文書】

- ・「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」

A. 3. 7. 2 内部監査

構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A. 3. 7. 2 内部監査

個人情報保護監査責任者は、個人情報保護マネジメントシステムの**プライバシーマーク**における**個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針**への適合状況及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を少なくとも年一回、適宜に監査する。

個人情報保護管理者は、監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順を「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」第 15 条に定め、実施させ、かつ、維持する。

個人情報保護監査責任者は、監査員に、自己の所属する部署の内部監査をさせない。

【関連文書】

・「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」

A.3.7.3 マネジメントレビュー

構築・運用指針に適合するように、記載を修正してください。

A.3.7.3 マネジメントレビュー

代表者は、個人情報の適切な保護を維持するために、少なくとも年一回、適宜に個人情報保護マネジメントシステムを見直す。

マネジメントレビューにおいては、次の事項を考慮する。

- a) 前回までのマネジメントレビューの結果を踏まえた見直しの状況
- b) 個人情報保護マネジメントシステムに関連する外部及び内部の問題点の変化
- c) 以下の状況を踏まえた、現在の個人情報保護マネジメントシステムの運用状況の評価
 - 1) 不適合及び是正処置
 - 2) 確認及び点検の結果
 - 3) 監査結果
 - 4) 個人情報保護目的の達成
- d) 利害関係者からのフィードバック
- e) リスクアセスメントの結果及びリスク対応計画の状況
- f) 継続的改善の機会

マネジメントレビューからのアウトプットには、継続的改善の機会、及び個人情報保護マネジメントシステムのあらゆる変更の必要性に関する決定を含める。

マネジメントレビューの結果の証拠として、文書化した情報を保持する。

個人情報保護管理者は、マネジメントレビューに関する手順を「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」第16条に定める。

【関連文書】

・「個人情報保護マネジメントシステム運用基準」

以下、構築・運用指針とは直接関係はないが、修正が望まれる箇所

A.3.2.1 内部向け個人情報保護方針

構築・運用指針と個人情報保護方針に含む事項の記載する順番を合わせました。

A.3.2.1 内部向け個人情報保護方針

代表者は、個人情報保護目的を考慮した内部向け個人情報保護方針を文書化した情報には次の事項を含めなければならない。

- a) 事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること〔特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（以下、「目的外利用」という。）を行わないこと及びそのための措置を講じることを含む。〕。
- b) 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守すること。
- c) 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に関すること。
- d) 個人情報保護についての苦情及び相談への対応に関すること。
- e) 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関すること。
- f) **代表者の氏名**
- g) 制定年月日及び最終改訂年月日
- h) **個人情報保護方針の内容についての問合せ先**

代表者は、内部向け個人情報保護方針を文書化した情報を、社内に伝達し、必要に応じて、利害関係者が入手可能にするための措置を講じる。

A.3.4.3.1 正確性の確保

誤字を修正しました。

A.3.4.3.1 正確性の確保

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを、正確、かつ、最新の状態で管理する。

当社は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。

【関連文書】

- ・「個人情報保護**取扱基準**」